

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

たつの市は、兵庫県南西部に位置する南北に長い地形になっており、市域の北部には山地が広がっている一方南部は瀬戸内海に面している。市の中心部を国直轄河川である一級河川揖保川水系揖保川（以下「揖保川」という。）と同水系林田川が南北を貫いて流れている。また、北部では、同水系栗栖川（以下「栗栖川」という。）が東西に、南部では同水系馬路川（以下「馬路川」という。）が南北に流れ揖保川と合流し、瀬戸内海に注いでいる。

気候としては、瀬戸内海気候に属し温暖で比較的降雨の少ない地域である。本市は平成17年10月1日に龍野市、揖保郡新宮町、揖保川町、御津町が合併して誕生した。

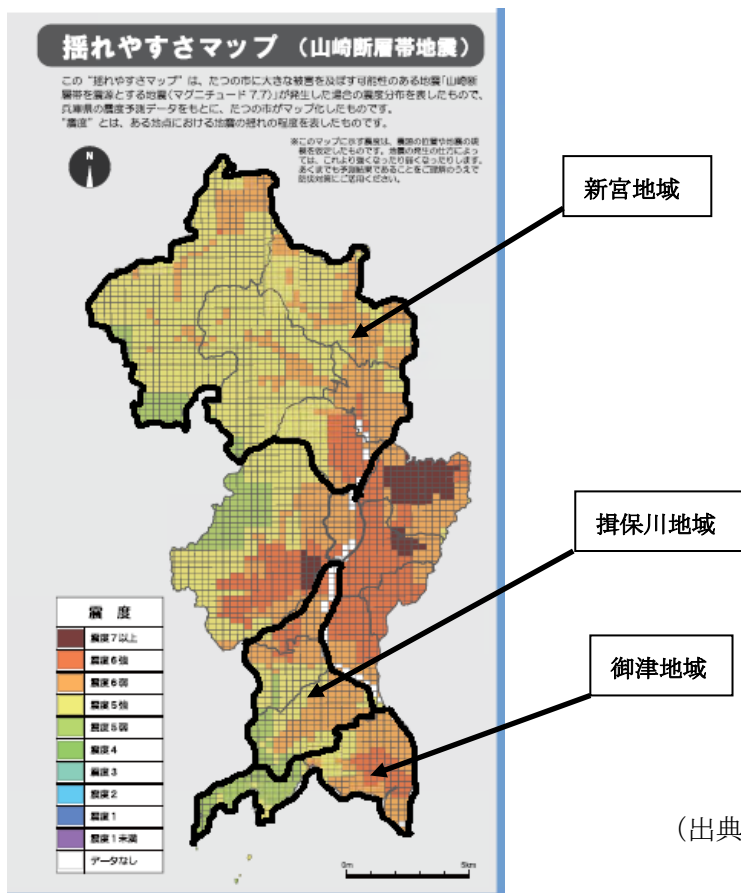
本市の合併と合わせ龍野市を除く、新宮町商工会、揖保川町商工会、御津町商工会が合併し、平成19年4月1日にたつの市商工会として誕生した。以後、合併前の新宮町を新宮地域、揖保川町を揖保川地域、御津町を御津地域と示す。

たつの市商工会は市の中心部である龍野市区域を除き、北部と南部に分かれた南北に長い区域が管内となっている。地域の大半が山地である北部の新宮地域と比較的緩やかな山地と揖保川に挟まれた南部の揖保川地域、瀬戸内海に面した最南端の御津地域と地域特性に富んでいる。

(1) 地域の災害リスク

1. 地震災害の危険性

下表「揺れやすさマップ」参照（黒字で囲んだ範囲内を商工会管内とする）



(出典：たつの市防災マップ)

兵庫県内には六甲断層帯、有馬高槻断層帯、山崎断層、中央構造線淡路南縁断層帯など多くの活断層が分布しており、1995年の兵庫県南部地震は、こうした活断層が大きな災害をもたらす危険性について、一般にも強く認識させるところとなっている。なお、本市域において大きな影響が予想されるのは、山崎断層である。山崎断層については、「新編日本の活断層」では、岡山県北部～兵庫県東南部にかけての6つの活断層（大原、土万、安富、暮坂峠、琵琶甲、三木の活断層）をまとめて、山崎断層（系）と称している。被害予測については、管内北部の新宮地域においては山地がひろがっており、地域の大半が震度5強程度であるが、南端の揖保川沿い平坦部においては、震度6強と強い揺れが想定されている。また、管内南部の揖保川地域、御津地域では、平坦部の大半で震度6弱、一部で震度6強と強い揺れが想定されている。

**【想定される地震と被害の特徴】**

地震調査推進本部の地震調査委員会における活断層及び海溝型地震の長期評価結果に基づき、兵庫県内に大きな影響が予想される地震のうち、現時点での発生可能性を考慮して、南海トラフ地震、山崎断層地震の地震規模と発生確率は、以下のとおりである。

＜想定される地震の規模と発生確率＞

地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震	M8～M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度
山崎断層帯地震				
主部（南東部）	7.3程度	ほぼ0%～0.01%	ほぼ0%～0.02%	0.002%～0.05%
南部（北西部）	7.7程度	0.09%～1%	0.2%～2%	0.4%～4%

地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（平成27年1月1日）

\*尚、山崎断層帯地震については本管内南部（北西部）に位置している。

各地震の被害の特徴を以下に示す。

①南海トラフ地震

南海トラフ地震は、これまでのパターンから考えて、21世紀前半に発生する可能性が極めて高く、平成13年兵庫県が発表した、津波災害研究会の調査結果によると、1854年の安政南海地震（M8.4）を基本地震とし、発生した場合、長時間（1分以上）揺れが継続し阪神南地域では5弱以上、特に南部では6弱の震度に達すると予想され、高層建築物への影響や埋立地等での液状化現象が危惧される。

また、地震による津波は、南あわじ市の沿岸では地震発生後44分で津波の第1波が到達し、その最高津波水位はT.P+8.1mが予想される。瀬戸内海沿岸である本市南部に位置する御津地域においても地震発生後120分でT.P+2.3mの津波が予想され、陸域の沈降と河川・海岸等の構造物が地震動による沈下、水門・陸閘等は常時閉鎖の施設以外が開放状態とした場合は、259haの浸水区域面積が想定されている。

## ②山崎断層帯地震

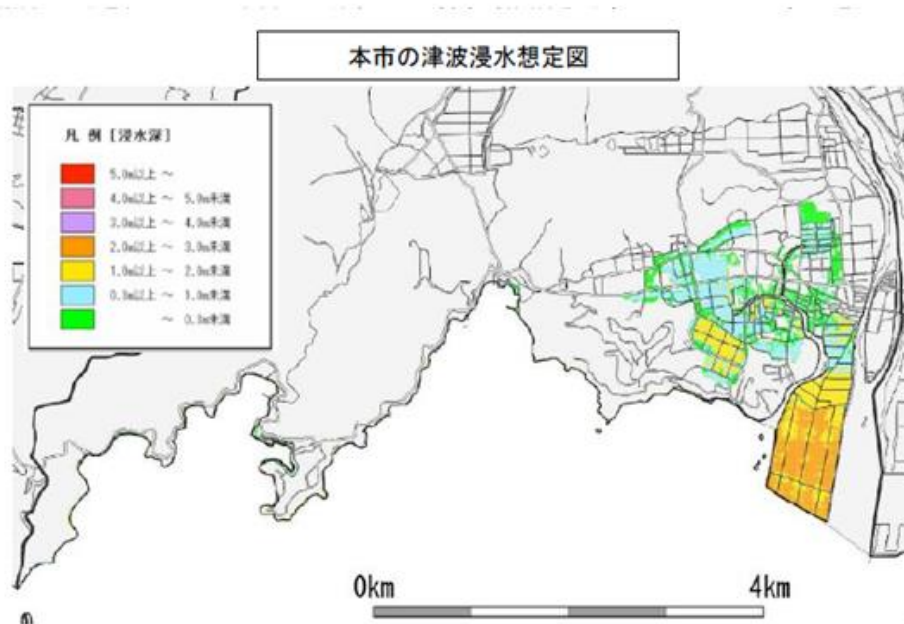
貞観10年（868年）8月3日10時ごろ播磨地方に大地震が発生した。堂塔伽藍コトゴトク倒ル”との記載が三代実録にあるが、その被害分布から震源は播磨の国府（姫路市）辺りで、おおむねマグニチュード7とされている（播磨の大地震）。1979年、旧安富町における断層を掘削（トレンチ）した結果では、播磨大地震の震源は山崎断層であったと推定されている。868年の地震以前の活動もあったらしいが、年代判定は困難とされている。

これらから、山崎断層帯のおおよその活動周期も、1,000年～5,000年の幅を有すると考えられている。山崎断層帯では、この868年の播磨の地震以後、M7級の地震は発生しておらず、既に1,100年を経過している。その意味では警戒が必要である。

平成7年の兵庫県南部地震直後から山崎断層帯周辺の微小地震活動が活発化している。この原因は、兵庫県南部地震で六甲～淡路の断層系がずれたために周辺地域の応力分布に増減が生じたとする考えがある。これとは別に地殻ブロックの相互の働きによるとの考えもある。山崎断層帯地震は、震源地付近では震度7に達することもあり得る内陸直下型地震で、その場所が臨海部に近いほど播磨地域を中心としてかなりの数の家屋倒壊や火災の発生、ライフラインなどへの大きな被害の発生が予想される。

## 2. 津波の危険性

兵庫県南部では、南海トラフ地震、南米太平洋沿岸沖及び、カムチャッカ半島付近の地震による津波の影響を受ける可能性がある。津波は、紀伊半島南端から紀伊水道を北上し、大阪湾に到達するまでには波高がかなり減少する。その状態は、震源が沿岸に近い地震と遠い地震でやや異なり、後者では減少の程度が小さい。しかしながら、平成23年に発生した東日本大震災の教訓から、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定するものとし、中央防災会議の検討結果を踏まえて、兵庫県が想定した最大クラスの地震・津波による「津波浸水想定図」では、本市沿岸に到達するまでに要する時間が120分、最高津波水位がT.P. +2.3m、と想定されている。管内での被害想定では、下図に示すとおり市南部の御津地域において、海岸に面した農業干拓地で新水深1.0以上から3.0m未満、さらに地域の中心地である住宅、商店等が建ちならぶ市街地においても、概ね1.0m未満の浸水が予想されている。



出典：兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定 平成26年6月

### 3. 水害の危険性

別表「たつの市防災マップ」参照

管内における水害危険性としては、揖保川が南北を貫くように流れており、栗栖川、馬路川が揖保川に合流し、瀬戸内海に注いでいる。過去においては昭和 51 年 9 月の台風第 17 号、平成 2 年 9 月の台風第 19 号及び、平成 16 年 9 月の台風第 21 号により大きな水害被害が発生している。なお、100 年に一度の風水害を想定した本市のハザードマップによれば、管内平坦部の大半が浸水すると想定している。

また、平成 16 年、平成 21 年の台風において、新宮地域の揖保川、栗栖川、揖保川地域の馬路川沿川で一部浸水被害が生じるなど、人家、田畑が広がる平坦部での浸水被害に常時留意する必要がある。さらに、近年では、予測できない集中豪雨が頻発し、全国的にも 30 年前と比較すると、猛烈な雨 (80 mm/h) が降る回数が約 1.6 倍に増加している。比較的降雨の少ない地域ではあるが、近年の異常気象によるゲリラ豪雨等を考慮して最大限の注意を払う必要がある。

### 4. 山地災害の危険性

別表「たつの市防災マップ」参照

本市は山地が市域の約 43% を占め、地形は急峻で不安定な地質条件のところが多く、風水害、地震等によって引き起こされる自然災害 (山腹崩壊、崩壊土砂流出、急傾斜地の崩壊、土石流危険渓流等) については人的、物的に被害を受けるおそれがある。

#### (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,186 事業所
- ・小規模事業者数 949 事業所
- ※西播磨県民局提供データ

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	工業	593	474	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宮地域⇒ 山間部や揖保川、栗栖川沿いに多く立地し、山崎断層に近く地震被害や大雨による土砂崩れや川の氾濫での浸水被害が想定される。</li> <li>・揖保川地域⇒ 揖保川沿いの平坦地に多く立地し、大雨による川の氾濫での浸水の被害が想定される。</li> <li>・御津地域⇒ 海岸、揖保川沿いに多く立地し、南海トラフ地震による津波や台風などによる高潮、川の氾濫での浸水の被害が想定される。</li> </ul>
	商業	593	475	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宮地域⇒ JR 播磨新宮駅周辺に多く立地し、大雨による川の氾濫での浸水の被害が想定される。</li> <li>・揖保川地域⇒ JR 竜野駅周辺に多く立地し、大雨による川の氾濫での浸水の被害が想定される。</li> <li>・御津地域⇒ 海岸沿いに多く、地震による津波や台風などによる高潮の被害が想定される。</li> </ul>

※商工会員構成で按分 (工業：商業=5：5)

### (3) これまでの取組

#### 1) たつの市の取組

##### ・防災計画の策定

たつの市、たつの市民の防災指針として「たつの市地域防災計画」、「たつの市水防計画」策定をしており、毎年1回「たつの市防災会議」により計画の見直しを行っている。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、従来あれほどの大地震を想定しておらず、事前に十分な対策が講じられていなかったために、被害の拡大を食い止めることができなかった面もある。そのため、これらの教訓を踏まえ、災害に対する備えや災害発生時の対応のあり方を再点検し、市その他の防災関係機関さらには関係団体や市民の防災上の役割を明確にするなど、より実践的な指針となるよう、現行の計画を事象ごとに見直しを行っている。

##### ・防災訓練の実施

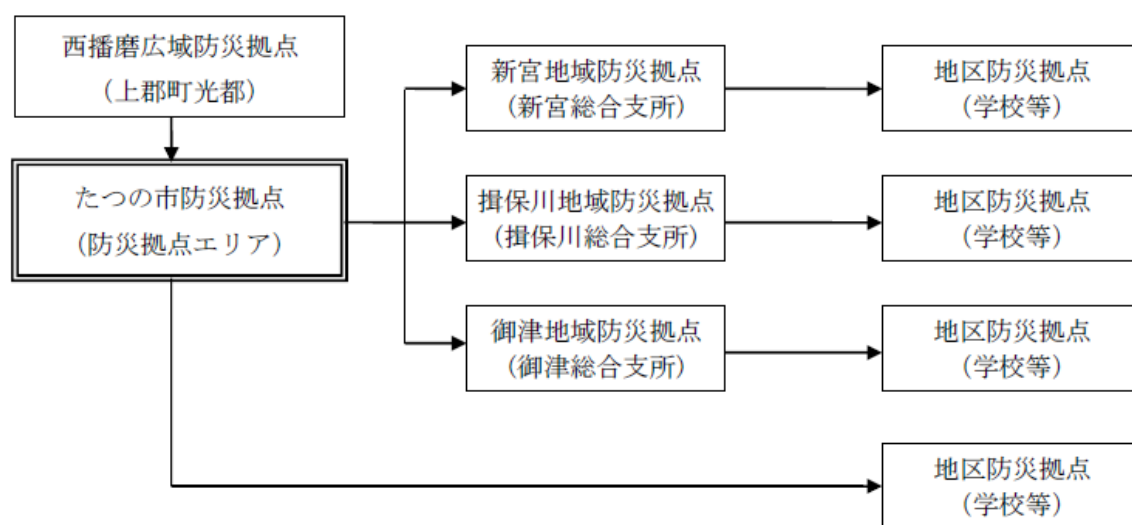
地域防災拠点に位置付けられた拠点ごとに、自主防災組織、たつの市、たつの市消防団を始めとした関係機関参加の下、毎年防災訓練を実施している。

##### ・たつの市防災拠点

市役所、西はりま消防組合、中川原グランドなどの施設と周辺地域と一体的に防災拠点エリアとして位置づけ危機管理体制を整えている。なお、本部は龍野地域である。

災害時において地域の救援、救護、復旧活動の拠点となる新宮・揖保川・御津総合支所を地域防災拠点として位置付ける。

また、日常時は、コミュニティ形成の場であるが、緊急時には市民の避難と救援の拠点として機能する学校施設、公民館、公園などの施設を地区防災拠点に位置付ける。



「自らの命、自らのまちは自らが守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、市民による自己備蓄や消火・人命救出活動等への協力を促すほか、地域の自主防災組織の育成を強化するなど、市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取組を推進し、市民参加による防災体制の確立を図る。

その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画の修正や避難所運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進し、障害者、高齢者等の参画についても促進する。

・防災備品（食料、生活必需品等の調達・供給）の備蓄

【食料品、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達方針】

大規模災害時には、発災後3日間、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。

方針については、県地域防災計画において食料の備蓄は、下表のとおり計画されているため、これを踏まえ備蓄・調達の方針を定める。

食料、飲料水及び生活必需品等は、県による備蓄、事業者による流通備蓄、市民の備蓄、市の備蓄により、確保を図る。

また、災害時における物資の供給に関する協定を生活協同組合コープこうべやマックスバリュ西日本等とも締結しており、緊急時には生活物資の供給を要請できるものとなっている。

【兵庫県地域防災計画の食料の備蓄方針】

	県民による備蓄	行政による備蓄	
		市町	県
コミュニティ域又は 小中学校区レベル	1人3日分 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	—
市町域レベル	—	被災者の1日分相当量 (現物・流通在庫備蓄)	—
広域レベル	—	—	被災者の1日分相当量 (現物・流通在庫備蓄)
合計	3日分	2日分	1日分

【食料、生活必需品等の調達方針】

(1) 食料

1	目標数量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民及び事業所は、3日分の食料を備蓄する。</li> <li>・市は、避難者（山崎断層帯地震発生時の想定避難者数 9,942 人）の2日分を現物備蓄（内1日分は流通備蓄を確保）する。</li> </ul>
2	品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄品目は、アルファ化米、乾パン、飲料水及び非常食等とする。</li> <li>・調達品目は、パン、おにぎり、缶詰、弁当、育児用調製粉乳、流動食等とする。ただし、品目によっては、幼児、女性、避難行動要支援者等対象者や用途を考慮する。</li> </ul>
3	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、防災拠点、地域防災拠点に備蓄する。</li> <li>・市は、食料の調達について、県とともに他の自治体との広域応援協力体制を整備する。</li> <li>・量販店と協定を締結し、流通備蓄の確保に努める。</li> </ul>



(2) 生活必需品

1	目標数量	・原則、(1)食料の目標数量に準ずる。 ・市は、品目によっては、幼児、女性等対象者や用途を考慮して数量を見積る。
2	品目	・備蓄品目は、毛布、ブルーシート、懐中電灯等とする。 ・調達品目は、ほ乳瓶、生理用品、紙おむつ（大人用、小児用）、下着、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、乾電池等とする。ただし、品目によっては、幼児、女性、避難行動要支援者等対象者や用途を考慮する。
3	方法	・原則、(1)食料の方法に準ずる。

食料、生活必需品等の管理・配布体制の整備

1	食料及び生活必需品等の受取に関する方法を定め、市民に周知
2	食料、生活必需品等の搬送、管理及び配布の手順を計画し、マニュアルを作成

【応急給水】

1. 飲料水の確保計画

市は、災害のために、飲料水又は医療用に適する水を得ることが出来ない者に対し、災害発生から3日以内は、1人1日3リットル供給することを目標とし、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置や備蓄倉庫への飲料水の確保等に努める。

2. 応急給水用資機材の備蓄・調達

災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の低下に備え、資機材は分散して管理し、速やかに応急給水ができるようにする。

3. 給水体制の整備

① 緊急貯留システム・給水拠点の整備

施設の復旧回復までの間、必要な応急給水のための、緊急時の給水拠点、運搬給水拠点、応急給水栓を整備する。

1	短期的対策	地区防災拠点等に、緊急給水拠点として「飲料水兼用耐震性貯水槽」を設置
2	中長期的対策	配水池に緊急遮断弁を整備し、水の確保を図るとともに、応急給水栓として活用できる消火栓を整備

## 2) たつの市商工会の取組

- ・台風や大雨災害が発生後、発災後翌日～1週間の期間中に各事業所へ聞き取り調査や巡回パトロールによる状況確認を行い、西播磨県民局や兵庫県商工会連合会へ被害状況の報告を行っている。
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
  - ①商工会報に掲載する。
  - ②中小企業強靱化法施行に伴い、施行内容や事業継続力強化計画認定制度についての会員事業所へ広報物の配布を行う。
  - ③会議や他のセミナーなど会員事業者が集まる機会に広報物を配布する。
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催
  - ①SOMPO リスクマネジメント(株)より講師を招き、会員事業所に中小企業強靱化法を踏まえて概要や施策内容の説明を行い、ワークショップにより BCP 策定の訓練を実施する。

## II 課題

現状では、BCP 策定支援を推進している中で、災害リスクが事業者十分に浸透していないと認識している。また、事業所単独で災害から「身を守る」意識が低く、市など他の支援によって守ってもらう受け身の意識がまだまだ根強くある。日々の経営支援の中で、ハザードマップなどを活用した災害リスクの啓発、共済・保険等の活用、BCP 策定支援などを行っていくことが必要である。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分でない。更には、情報のやりとり、内容について意思疎通の統一化が必要である。初動の段階で把握すべき情報を統一化することが必要である。

内部体制の面では、緊急時の取組について、協力体制の具体的な体制やマニュアルは整備されておらず、商工会 BCP を策定する必要がある。また、職員の巡回など以外で地域の被害状況を確認できる手段や体制が整っていない。

## III 目標

- ・地域住民の生活を支え、被災時には復旧の原動力となる地域の小規模事業者の事前対策は有効であり、BCP や事業継続力強化計画の策定支援を通じて防災・減災意識を高める。
- ・巡回や窓口指導時、BCP 策定に向けた情報提供や全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・BCP 支援に向けて職員を対象にした研修会や知識向上を目的として e ラーニングの受講も促し、BCP を推進できる職員を育成する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報の報告ルートを構築する。また、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・商工会 BCP 及び危機管理マニュアルを作成し、全職員へ周知の徹底を図る。
- ・各地区に役員や総代などを中心に被害状況を報告できる連絡体制を構築する。

### ○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）		セミナー開催	職員研修会
			BCP	事業継続力強化計画		
1,186	949	R2	6	6	1回	2回
		R3	6	6	1回	2回
		R4	8	8	1回	2回
		R5	8	8	1回	2回
		R6	8	8	1回	2回



## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

### <1. 事前の対策>

#### 【商工会】

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会員事業者には巡回経営指導時に、たつの市防災マップ等を活用しながら、事業所立地場所の自然災害等の危険性及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・BCP支援に向けて職員を対象にした研修会を実施し、BCPを推進できる職員を育成する。
- ・会報（年2回）や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の紹介を行う。会報は、市内全戸配布となるため、会員事業所以外にも周知を図ることができる。
- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。また、専門家による個別相談会を年1回開催し、専門家の助言も交えて実現性の高い事業者BCPを策定できるように支援していく。

##### 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年2月までに事業継続計画を作成予定。

##### 3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社にBCP策定手法などのノウハウの提供や専門家の紹介など、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介、個別相談会等を実施する。
- ・関係機関（行政・金融機関等）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

##### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・たつの市商工会とたつの市との行政連絡会（構成員：たつの市商工会とたつの市）を年2回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

##### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（地震、大規模水害、津波等）が発生したと仮定し、たつの市との連絡ルートの確認を行う。机上シミュレーションによる体制確認や、適宜、緊急時連絡訓練を行う。

#### 【市】

1) 広報、ホームページなどにおいて市の施策案内やリスク対策について啓発する。

2) 市民に対して、災害リスクについての説明会等を行う。

3) 市民に対して、防災訓練を行う。

## <2. 発災後の対策>

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内にSNS等を活用し職員の安否報告や出勤ルート、周辺被害状況の確認を行い今後の業務従事の可否を判断する。また、発災後4時間以内にたつの市災害対策本部と連絡を取り、市全体の被害状況の情報を共有する。

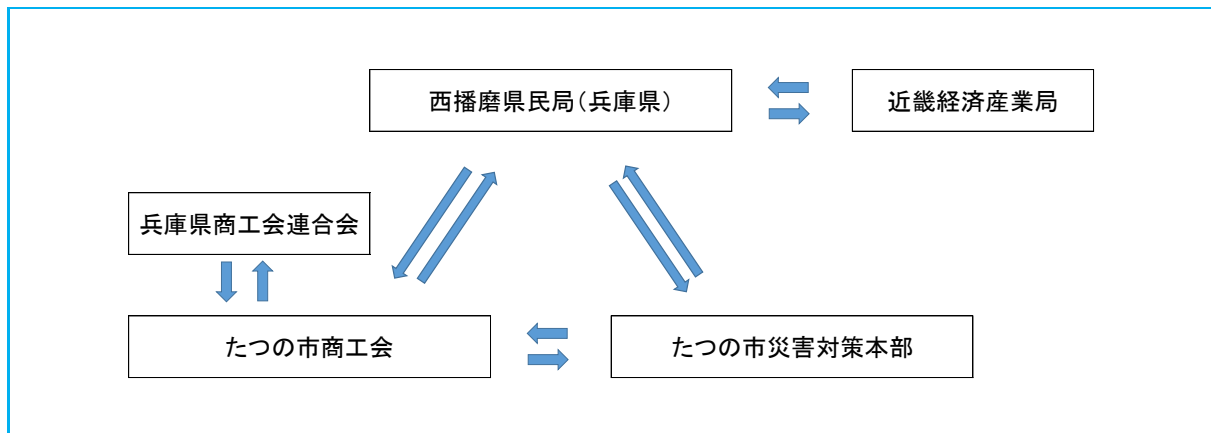
### 2) 応急対策の方針決定

- ・たつの市商工会とたつの市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。職員自身の判断により、生命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず職員自身が先ず身の安全を確保し、自己の心身の安全確保が可能である環境と判断した後に出勤する。
- ・たつの市商工会における災害時職務分担については、「たつの市商工会事業継続計画」並びに「危機管理マニュアル」に記載したとおりとする。
- ・たつの市における災害時対応については、「たつの市地域防災計画」において定められた「災害警戒本部計画（別添資料）」における事務分掌に従う。
- ・被害情報の共有体制については、たつの市商工会により収集した事業者の被害状況を、概ね7日以内にたつの市に報告するものとし、たつの市も同様とする。ただし、緊急を要する場合、この限りではない。

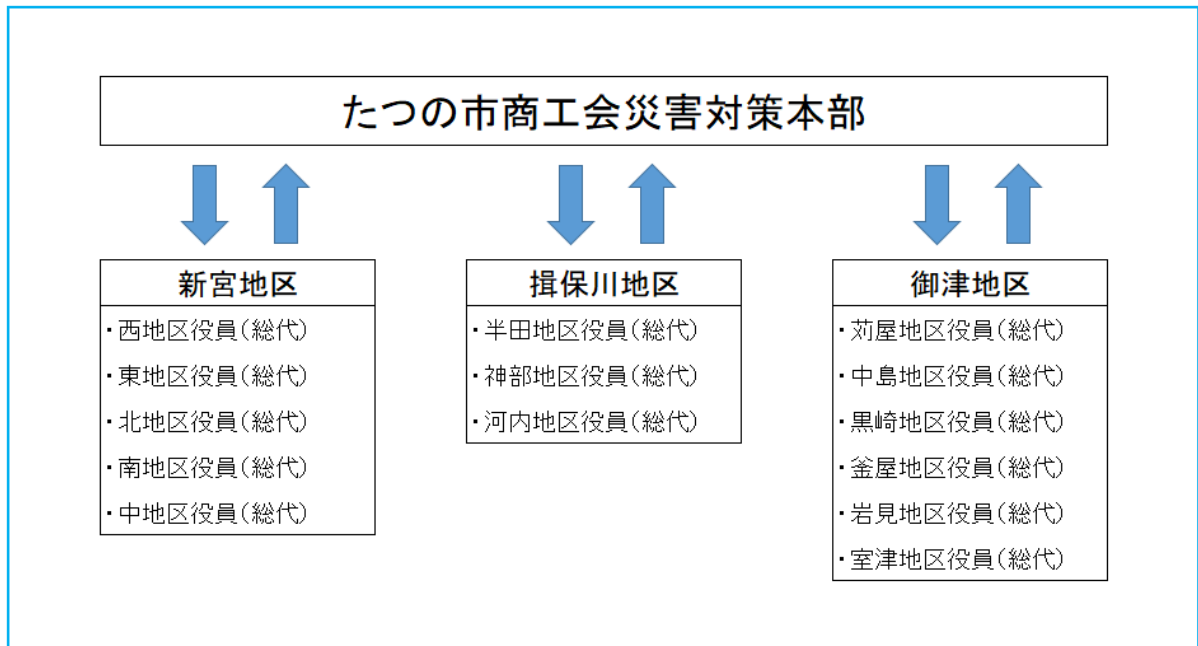
## <3. 災害時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを下記の図の通り構築する。
- ・たつの市商工会内部に災害対策本部を設置し、緊急時の対応に関する重要な意思決定及び指揮命令にあたる。災害本部は、商工会役員と職員で構成する。
- ・新宮地区、揖保川地区、御津地区の役員または総代が、被害状況を報告できる連絡体制を構築する。被害実態や被害額などの報告内容は、災害対策本部の商工会職員が集約を行う。
- ・当会と当市は被害状況の確認は、たつの市商工会とたつの市災害対策本部が連携して行う。
- ・被害状況確認後、当会と当市が連携して二次災害の防止に向けて被災地域での活動の実施について、協議を行う。
- ・当会と当市が共有した情報を、都度西播磨県民局と兵庫県商工会連合会の担当窓口へ報告する。

### 【外部との連絡体制】



【たつの市商工会災害対策本部連絡体制】



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

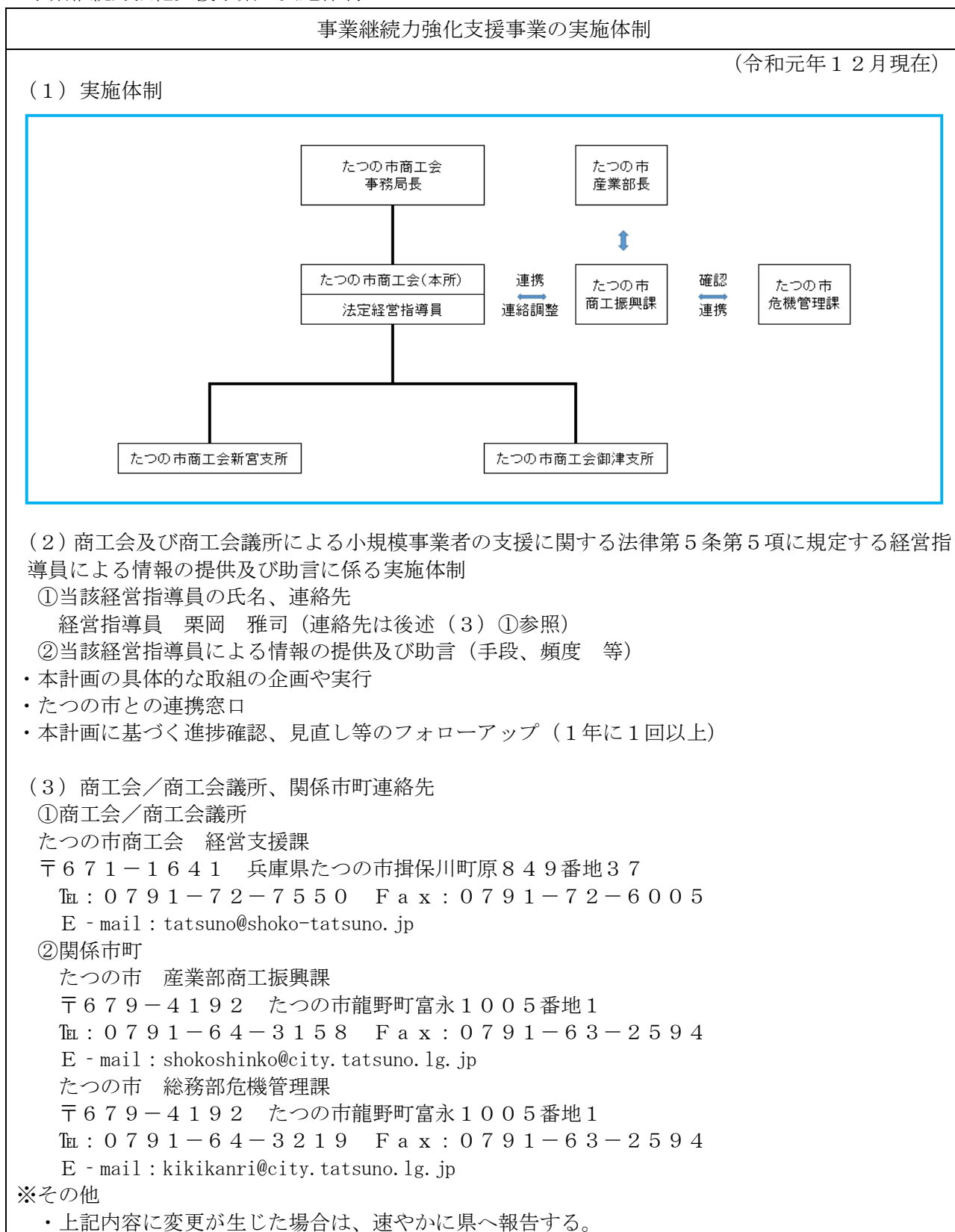
- ・相談窓口の開設方法について、たつの市や兵庫県商工会連合会、日本政策金融公庫と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知をする。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県商工会連合会に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	340	290	340	290	340
・ 専門家派遣費	60	60	60	60	60
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ 研修費	30	30	30	30	30
・ 啓発普及費	50		50		50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、兵庫県補助金、たつの市補助金、その他補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

